

III

復興・再生に向けて

2012年1月1日～2014年3月31日



3.11
からの
主な動き2012
平成24年

- 1月1日** 原発避難者特例法施行
- 8日** 平成24年富岡町成人式(郡山市)
夜の森公園周辺・富岡第二中学校
モデル除染実施(1月8日～2月
28日)
- 23日** 第2回富岡町復興計画策定委員会
- 30日** 富岡町災害復興ビジョン策定
- 2月9日** ふくしま絆カフェ富岡開所(郡山市)
- 11日** 三巡目一時帰宅開始
- 15日** おだがいさまセンター開所(郡山市)
- 18日** 富岡町さくらサロン開所(福島市)
- 20日** 高齢者サポートセンター事業開始
(郡山市)
- 24日** 第3回富岡町復興計画策定委員会
- 28日** 第二次義援金追加配分二回目
- 3月4日** 高齢者サポートセンター事業開始
(三春町)
- 8日** 文科科学省に対する要望活動
- 10日** 政府より中間貯蔵施設を双葉郡に
設置要請
- 11日** 富岡町追悼慰霊式開催
- 
- 追悼慰霊式
- 14日** 政府に対する要望活動
- 16日** 第4回富岡町復興計画策定委員会
- 31日** 福島復興再生特別措置法が公布・
施行
- 4月3日** 双葉地方町村会による要望活動
- 20日** 第5回富岡町復興計画策定委員会
- 5月18日** 第6回富岡町復興計画策定委員会
- 19日** 四巡目一時帰宅開始
- 6月15日** 富岡町災害復興計画(第一次)
(素案)に対する意見募集の実施
(6月15日～29日)
- 7月4日** 富岡町行政長会開催
- 6日** 町民意向調査実施(7月6日～8月22日)
- 27日** 第7回富岡町復興計画策定委員会
- 8月19日** 国と県・双葉郡8町村との協議
- 24日** 富岡町立中学生再会のつどい開催
(8月24日～25日)(郡山市)
- 26日** 五巡目一時帰宅開始
- 29日** 富岡町行政区長会開催
- 31日** 第二次義援金追加配分三回目

富岡町の帰還に関する宣言
2012.9.26

ビジョンの実現計画となる「富岡町災害復興計画(第一次)」の策定作業が平成24年の前半をかけて行われ、計画は9月26日に策定された。また同日、富岡町は「今後5年間(原発事故から6年間)は全町民の帰還は困難かつ不可能との判断のもと『避難指示の解除』を行わないことを決定」し、「帰還できない」ことを宣言するものとして「福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言」を発動する。

放射能汚染という最大の阻害要因を克服するためには、どうすればいいのか。そこを的確に理解し、押さえておかないと何も進められないだろう。そのため、放射能の基礎知識や健康との関係、子どもを持つ親たちの心配などについてのオープンな勉強会を企画して、職員に参加を呼びかけた。

福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言

福島第一原子力発電所の事故の発生から1年6カ月経過した現在においても事故は未だ収束の途上であり、原子力災害は、富岡町民はもとより福島県全域に甚大な損害をもたらしている。また、当町民は今もなお元の生活に戻れる時期が見通せず、毎日不安な生活を送るなど、極めて厳しい環境下に置かれている。国においては、町の警戒区域を解除し、避難指示区域を見直すことにより3つの区域に再編のうえ、今後の除染計画やインフラ復旧計画などを明示するとしているが、町民の安全・安心を考えたとき、当町は以下の点について危惧の念を抱いており、これらへの対応策が確保されていない現状においては、早期の帰還は困難であると判断する。

1. 除染の効果について

当町の大半が高い線量下にある中、除染については有効な工法が確立されておらず、また、その効果も不透明であること。加えて農地や山林の除染においては計画さえ明らかでないこと。

2. インフラ等の復旧について

当町のインフラ等は甚大な被害を受けており、その調査・計画・復旧整備が長期に渡ること。

3. 農業の再開及び生活環境の整備について

基幹産業である農業の再開が見通せないことをはじめ、産業の創出や雇用の場の確保が困難であるとともに、ライフライン等の復旧や生活に必要な医療機関、文教・福祉施設及び商店などの生活環境が整わないこと。

4. 健康に対する不安について

国が帰還の目安とする「年間積算線量20mSVの基準」では、住民の健康不安は払拭できず、また、低線量被ばくの影響についても科学的かつ分かりやすい知見が明らかにされていないこと。加えて、当町は3.11東日本大震災以前の放射線量に戻すことを目標としていること。

5. 発電所の安全性について

福島第一原子力発電所事故の状況は、各プラントとも冷温停止の状態にあるというものの、現在もトラブルが続いており、また未だに破損箇所の特定が出来ず、今後長期間に渡る使用済み燃料や燃料デブリの取り出しなどの廃炉に向けた工程についても不透明であること。

以上のことから、富岡町は少なくとも今後5年間(福島第一原子力発電所の事故から6年間)は全町民の帰還は困難かつ不可能であるとの判断のもと「避難指示の解除」を行わないことを決定し、「帰還できない」ことを宣言する。

平成24年9月26日 富岡町

1 復興ビジョン策定
(2012.1.30)

国・県・東京電力の動き

平成24(2012)年1月1日、原発避難者特例法が施行され福島県の13の市町村(いわき市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村)から住民票を移さずに避難している原発避難者の、避難先自治体での医療福祉や教育などの住民サービスが確保される。

3月31日、「福島復興再生特別措置法」が公布・施行される。これは原子力災害の中に置かれた「福島」という特殊な事情とそれに対する国の責任を踏まえて「福島の復興並びに再生に関する施策の総合的な推進を図る」ために国の特別の支援を確保するもので、避難12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)の復興像もその中に位置付けられていくこととなる。

富岡町の動き

富岡町災害復興ビジョンの策定作業は、町が置かれた状況の厳しさを正視する作業となり、その先の見えなさが2つの基本理念の中に表現されることとなる——。理念1(帰町まで)：今の生活の不安を軽減し安心して帰りたいくなる環境を整える。理念2(帰町後)：震災・原発事故を契機に従前のまちづくりの課題を解消し、安全・安心で新たな魅力をそなえた「ふるさと富岡」をかたちづくる。(平成24年1月30日策定)

ビッグパレット避難所閉鎖後も、富岡町・川内村の役場機能は引き続きビッグパレットにあり、Cホールを間借りしての一時帰宅二巡目(9月24日開始)の実施対応など町民支援を継続する。同時に、富岡町の「復興」という最大の課題に本腰を据えていった。

震災で傷ついたまま放置され荒廃が進むままとなっている町とわが家の現実が、一時帰宅を通して町民の間に共有されてゆく中、復興ビジョン策定への取り組みが始まった。原発事故処理と放射能汚染の実態を見るにつけ、やろうとしていることの非現実感に襲われる。しかし、

前に踏み出すためには、町の方向性を見出す必要があった。

避難以来、職員は町民の避難現場を駆け回り、本来の業務ができない状況だった。そもそもデスクがなく、パソコンもなかった。いざ復興ビジョンをと思っても、これでは作業にならない。支援に駆けつけてくれていた財団法人日本立地センターに「パソコンがなく困っている。古いのでもいいのでないだろうか？」と声をかけると、中古パソコンを5台ぐらい届けてくれた。

8月26日に第1回復興ビジョン策定委員会が開かれた。6回の委員会を重ねて12月までに案を固め、町民の意向をはかり、年が明けた1月30日に完成した。

この間の平成23年12月19日、ビッグパレット内にプレハブ設置した富岡町役場郡山出張所を閉鎖し、富岡町役場郡山事務所として、現在の郡山市大槻町に移転開所した。同時に仮設住宅のある大玉村・三春町・いわき市へも出張所を開所して、町民への行政サービスと窓口業務が充実・迅速化する。職員らもようやく落ち着いて業務に集中できる「職場」に復帰できた思いを味わった。

復興ビジョン策定の主眼は、復興・再生を実現していくためには、何をどうやっていかなければならないのかを確認し、共有するものであった。特に



富岡地区空撮

2 2013.3.25 指示区域見直し (復興元年)

国・県・東京電力の動き

平成24年2月10日復興庁が発足、国は警戒区域の解除・避難指示区域再編を進める。こうした中、民間が行った調査ほかの事故調査報告が公表され、第一原発事故の様相が国民にも見えるものとなっていく。7月5日に最終決定された国会事故調査委員会の報告書では、この事故を「人災」と断定。8月22日に国が「2030年の電力に占める原発割合」を聞いた討論型世論調査では、原発ゼロ指示が最多となる。

同年11月28日、佐藤雄平福島県知事が県内の除染で出る汚染土の中間貯蔵施設についての双葉郡内候補地への国現地調査の受け入れを表明。

富岡町の動き

平成24年は賠償問題と避難指示区域の見直しに終始する1年となる。警戒区域を「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の3つに再編するとの考えを政府から示された段階から、それに伴い賠償に違いが生じれば町民の一体感が壊される恐れを抱き、「財物賠償基準を帰還困難区域に準じた町内一律設定を最優先とする」などの訴えを政府に繰り返す。

その経緯と9月1日(いわき市)・2日(郡山市)に開いた国による「賠償の基準、避難指示区域の見直しなどについての住民説明会」を踏まえ、9月26日の臨時町議会で第一次復興計画案を可決、今後5年間は「帰還できない」とする宣言を発動するに至る。

平成23年9月30日、原子力災害対策としての避難を共にしてきた川内村に設定されていた緊急時避難準備区域が解除され、川内村は帰還

への動きに入った。そして年明けに「戻れる人から戻ろう」帰還宣言、3月26日には役場機能を村内の庁舎に戻し、業務を再開することになる。

こうした中、富岡町も帰還への道筋を模索した。町民の帰還のためには、除染の徹底とインフラの復旧が大前提となる。しかし町は避難指示区域である「警戒区域」の中にある。それが解けない限り、調査もできない。

その解除に向けて、国から指示区域見直しの概要が示された。町はそれをもとに内容の具体化について国との協議を重ね、区域の調整を図った。しかし、見直し後の区域の扱いをめぐって、それまでに合意したはずの内容に違いのあることがわかった。住民に説明していた経緯もあり、町としてはいわば補強対策を講じる必要が生じた。

この避難指示区域の見直し作業は、町域を国が示した「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の3区域に再編するものだった。警戒区域が解除されると、復旧・復興計画についても、現地の状況に即したより実際のなものとするができるようになる。これまでの中で策定していた復興計画(第一次)についても見直しが必要だ。

同時にその線引きは本格化してきている賠償問題という、町民にとって現実的で繊細な問題とも密接にからんでくる。指示区域見直しに関連して予想されるその扱いに対して、町は一貫して「町内全域一律の賠償」を求めている。

指示区域の見直しは国が提示した条件に即して行う。大前提が3つの区域に分けること。その根拠とされたのは放射線量。示された線量データは航空モニタリングによるデータだった。平成24年2月のデータを元に、3月末の時点で補正したものが提供された。

しかし航空モニタリング・データをもとにできることはおおまかな色分けぐらいだ。その境界はあいまいで、そのまま線引きすることはできない。しかし使えるデータはそれだけだ。町としてはコミュニティの維持を最大要件として、行政区単位で作業を進めることにした。

ところが、線引きは道路などの永久構造物であることが条件の一つとされていた。道路一本でコミュニティが分断されるのを避けることが「行政区単位」の線引きだったが、それを国に示すと「なぜこの部分は道路からはみ出ているのか」問われた。「富岡町の行政区は昔からこういうもの」という歴史的なところから説明し、説得しなければならなかった。

この線引き作業の考え方については、議会、行政区長会にも伝え、その意見を聞きながら部分修正を重ねていった。

「居住制限区域」とする根拠は、年間追加被ばく線量が20~50ミリシーベルト、「避難指示解除準備区域」は、20ミリシーベルト未満。国は20ミリ以下なら安全としていたが、原発事故前とは大きな隔りがあった。しかも、実際に生活する空間を測ればいわゆるホットスポットが点在する。そこは除染をすることによって区域相当の線量基準に対応する。それによって「年間20ミリ以下なら安全」「インフラさえ整えれば帰還できる」というのが国の一貫した方針だった。

いずれにしても、区域見直しは復旧・復興への取り組みを可能にするもので、町に入れるようにするために行うが、それによってすぐ帰れるようになるわけではないこと。生活環境を復元するための「警戒区域」解除という見直しであって、避難指示を解くものではないこと。これらを前提に見直し案を作成し、国に提出した。

平成25年3月25日、富岡町の避難指示区域見直しが実施された。これを弾みとして、町民を中心とした「富岡町まちづくり検討委員会」が発足、富岡駅周辺整備・土地利用(防災集団移転)・コミュニティの各検討部会を設けての検討が始まった。こう

3.11
からの主な動き

2012(平成24)年

- 9月1日 住民説明会開催(いわき市)
- 2日 住民説明会開催(郡山市)
※賠償の基準、避難指示区域の見直し、除染等について
- 9月3日 富岡町町民コミュニティ支援システム運用開始(タブレット型情報端末を配付)
- 26日 福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言を発動富岡町災害復興計画(第一次)策定
- 10月1日 いわき平交流サロン開所(いわき市)
- 15日 国に対し「今後5年間帰還できない」とする宣言可決を報告
- 11月3日 六巡目一時帰宅開始
- 12月1日 いわき四倉交流サロン開所(いわき市)
- 4日 避難区域再編案策定富岡町住民意向調査実施(12月4日~18日)
- 6日 国に対し区域見直し案を提出
- 18日 富岡町行政区長会開催
- 27日 富岡町立小学生再会のつどい開催(12月27日~28日)(いわき市)



夜の森地区空撮：町内総面積 68.47km²のうち、12%が帰還困難区域、51%が居住制限区域、37%が避難指示解除準備区域に再編された

広報とみおか 桜通信[抄]



四季の食彩「和伊んや」
松崎 達哉さん[郡山市]
2012年11月号
現実的に考え、
郡山で店を再開

震災が起きて、店の片付けもそこそこに、消防団員でもあった私は住民の避難誘導などに携わりました。全町避難そして川内村からの再避難となって村を離れる時、消防団員の仲間たちと「またいつか、富岡の店で会いましょう」と別れました。私は家族とともに、兄の手配により神戸市へと避難しましたが、「いつかまた、必ず富岡に帰って店を再開したい」という思いを持ち続けていました。神戸での避難生活にひと通りの目途を付け、家族を残して郡山市へ戻り、福島県内での生活拠点などを探し始めました。色々と検討を重ねた結果、郡山市での再開を決め、神戸に身を寄せていた家族を呼び寄せ、

ようやく落ち着くことができました。店の立ち上げの準備をしていたころ、早期の事業再開は損をするというような話がずいぶん飛び交っていました。しかし、仮に数年後帰れるようになり、富岡の店を再開するとしても、再開にあたっては改修・修理などそれなりに費用がかかります。また、再開してもお客様の数などは、震災以前のような状態には戻らないと思うため、現実的に考え、どこかに採算の合う店舗を確保し、ある程度軌道に乗せる必要があります。そうしなければ富岡での店の再開もあり得ないと思っています。郡山市で店を開いて間もなく1年になります。富岡にいた時のように、目の前の海や山、庭先の田畑で獲れる新鮮な素材を使って、それを活かした料理を出すことはできません。郡山にも各地から持ち込まれる新鮮食品はありますが、富岡という地が与えてくれた恵みを超えるものは無く、そのありがたさを身にしみて感じています。

3.11
からの
主な動き

2013
平成25年

- 1月9日 高齢者サポートセンター事業開始(いわき市)
- 13日 平成25年富岡町成人式(郡山市)
- 17日 富岡町立養護老人ホーム東風荘開所(郡山市)
- 22日 石原伸晃環境大臣に対し要望書提出
浜田昌良復興大臣に対し要望書提出
- 23日 赤羽一嘉現地対策本部長に対し要望書提出
- 24日 住民説明会開催(会津若松市)※
- 25日 いわき泉玉露交流サロン開所(いわき市)
- 30日 東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)発表
- 2月1日 住民説明会開催(福島市)※
- 2日 住民説明会開催(いわき市)※
- 3日 仮置場・仮設処理施設説明会(いわき市・郡山市)
- 11日 住民説明会開催(郡山市)※
根本匠復興大臣に対し要望書提出
- 13日 住民説明会開催(東京都)※
- 14日 住民説明会開催(千葉県)※
七巡目一時帰宅開始
- 15日 住民説明会開催(埼玉県)※
- 19日 住民説明会開催(宮城県)※
- 20日 住民説明会開催(新潟県)※
- 25日 富岡町行政区長会開催
※避難指示区域の見直しについて
- 3月9日 富岡町東日本大震災追悼式・咲くら希望の集い開催
- 25日 避難指示区域見直し・帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に再編
- 4月16日 小良ヶ浜灯台再点灯
- 20~21日 富岡町桜の集い2013開催
- 24日 国主導による帰還困難区域等への一時立ち入り開始
- 5月2日 第1回富岡町まちづくり検討委員会開催
- 12日 原子力損害賠償紛争審査会富岡町内視察、町からの要望書提出
- 16日 富岡町行政区長会開催
- 19日 震災以降初となる富岡町消防団春季検閲を実施
- 5月23日 富岡町並びに富岡町議会が国に対し復興に関する要望書を提出
- 6月26日 環境省が富岡町内除染実施計画を公表(帰還困難区域を除き平成25年度末を完了目標)
- 7月1日 富岡町機構改革(住民課、復旧課、復興推進課、いわき支所(旧出張所)が新設
※復旧課は櫛葉分室で業務開始
- 2日 大玉村復興公営住宅に関する個別協議を実施
- 11日 第2回富岡町まちづくり検討委員会開催

3 原子力損害賠償・除染と復興

国・県・東京電力の動き

平成23年8月3日に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が成立、同日原子力損害賠償紛争審査会が中間指針を発表する。後者が支払うべき賠償範囲を明確化、指針として示し、前者によって組織される原子力損害賠償・廃炉等支援機構が東京電力による「迅速かつ適切な損害賠償」の支払などを支援する——今回の原子力損害賠償は「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて設けられたこれらの組織を支えとして行われている。紛争審査会の下には原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター=裁判外紛争解決機関)が設けられ、迅速で適切な解決を目指している。10月5日、本賠償の支払いが始まる。

富岡町内の除染については、平成23年12月に自衛隊による役場庁舎除染、同24年1月からの夜の森公園周辺などのモデル除染、同25年に帰還困難区域を除く町内の除染実施計画公表、同12月26日に計画の一部変更と延び延びとなっていたが、同26年1月8日から本格除染に着手となった。

富岡町の動き

平成25年3月25日の指示区域の見直しにより、「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」については滞在時間等の制限はあるものの自分の意思での立ち入りができるようになる。町では『富岡町への立ち入りのしおり(避難指示区域見直しに伴うご案内)』を作成、富岡に向かう町民のための手引きとする。

平成23年9月12日から、個人に対する原子力損害賠償が始まった。それ以前に避難生活維持の観点からの仮払いもあったのだが、本賠償はここからだ。

何に対してどのように賠償が行われるのか、その請求はどうすればいいのか——。

個人と東京電力との間に行われることになる賠償について、町が町民

のために支援できることは、正当かつ円滑・迅速に行われるよう情報提供と手続きの案内をすること。

どんな賠償が行われるのか、東京電力が決定したものについて町に連絡が入る。その対象の枠組み、賠償の内容と考え方などを分析し、問題がなければ町民に知らせる。おかしと感じる点があれば、国・東電に



手つかずの田畑を埋めつくすセイタカアワダチソウ

て、役場の機構改革を実施した。住民課・復旧課・復興推進課を新設したほか、いわき出張所は支所として行政サービスの向上を図った。本格化する除染の関係部署や復旧・復興を視野に入れた健康対策としての放射線管理業務など、原子力災害対策として新たに必要となった業務を担う部門も整備された。

富岡町災害復興まちづくり計画」が町に提案された。その内容は、町と町民が置かれたこうした現実・実態に比重を移し、「沿岸部を中心とした復興まちづくり」と「生活再建支援策」を柱としたものとなっていた。町はこれを「富岡町災害復興計画(第二次)」に反映させるべく、第一次計画の見直しに入った。

平成25年7月1日、町は復旧・復興・再生に向けた業務の充実を期し

した気運に呼応するように、墓参りや敬老会などの行事の復活や町域への往還などの動きも活発化した。

しかし、環境省が発表した町内除染計画は半年後に大きく変更されるなど、復旧・復興への道に横たわる障害や困難の大きさもまた現実感をもって認識されることになる。そして、先行きの見通しが立たぬまま長期化する避難生活について困窮を訴える町民の声も、厳しさを増していた。

平成26年3月24日、策定された「富



今後、津波防御施設の建設が予定される復興拠点エリア

広報とみおか 桜通信[抄]



ヤマダヤ
石原 政人さん[新潟県柏崎市]
2012年10月号
新天地で手芸店
「ヤマダヤ」を再興

昨年3月12日から今日になっても終わらない避難生活。避難開始当初は、せいぜい2、3日と思って疑いませんでした。

避難先の川内村で不通だった電話が田村市内でようやく繋がりが、柏崎市に嫁いだ義姉から、原発事故が心配なのでこちらへ避難してくるようにとの連絡をもらい、一路この地を目指しました。車がディーゼル車だったため、軽油を農家から分けてもらったりしながらたどり着くことができました。

こちらで生活を始めて間もなく、大手菓子メーカーの工場で働き始めました。長女と次女は市内にある同じ高校に転編入し、長男は近所の中学校に通っています。

私は震災まで富岡町内で手芸店(有限会社ヤマダヤ)を営んでいたこともあり、今年1月で工場を辞め、2月から柏崎市内に店舗を開業しました。とはいえ、買い物に来るお客さんの相手をするということではなく、ミシンの卸売や修理などを中心としたものです。

私の会社は大手ミシンメーカーの卸業者として、東北6県内にミシンを供給していました。その業務を継続するとともに、新潟県と北陸地方への営業も行っています。

避難して以来、何度か一時立ち入っていますが、自宅兼店舗は、そのたびに朽ちていっている状態です。商品や家財道具は、もう手をつけられるような状態にはありません。

こちらでの生活も3年目となります。これまで縁のなかった積雪に戸惑うこともありましたが、そうした生活上のギャップも一つずつ乗り越えながら、子供たちの将来のためにも健康に留意しつつ、誠心誠意、お客様と向き合って仕事をしていく毎日です。



JR夜ノ森駅

質問書を出して回答をもらう。特に賠償の条件などが紛らわしい場合などは、わかりやすい回答を求め、町民に知らせる。賠償が始まったばかりのころは、こうした照会確認を頻繁に行い、損害賠償の理解と請求の円滑化を支援した。

原子力損害の範囲(対象)については、文部科学省に設けられた「原子力損害賠償紛争審査会」が指針を策定した。東京電力はその考えを踏まえ賠償を行う。指針は、原発事故災害に伴う損害であることが確実なものから順次発表されたが、平成23年8月5日に発表された「中間指針」に、ひとまずその全体像が示された。とはいえ、原発事故災害の全体像がとらえきったものというわけではなく原発事故も被害も進行中だ。指針はここまでと範囲を限ってしまうものではなく、当面の見定めだ。後に因果関係が認められ賠償の対象とされたものについては「中間指針追補」として加えられてゆく。

■主な賠償範囲

(1)現在行われている賠償
(平成27年3月現在)

①個人賠償

避難生活等による精神的損害(包括請求、従来請求)、就労不能損害、その他実費(避難・帰宅等に係る費用相当額、家賃に係る費用相当額)について、対象となる個人への賠償。

②営業損害

国による避難指示以前に事業を開始し、避難対象区域内で事業を営んでいる個人事業主および中小法人を対象として、従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分を一括で賠償。

③生命・身体的損害

避難を余儀なくされたために、傷害を負い健康状態が悪化し疾病にかかった避難者に対する医療費や入院にかかる交通費などの付随費用、入院に伴う慰謝料の賠償。

④自動車

警戒区域・帰還困難区域の設定により管理不能となった自動車および放射線量の基準値の超過により旧警戒区域外・帰還困難区域外へ持ち出できない自動車の財物価値の喪失分を対象とした賠償。

⑤償却資産・棚卸資産

避難指示区域内に所有し持ち出されていない償却資産について、避難指示期間中に経年または管理不能により生じた財物価値の減少額を対象とした中小法人・個人事業主への賠償。棚卸資産については、管理不能により生じた財物価値の減少額を対象とした賠償。

⑥財物に係る賠償(宅地・建物・借地権)

避難指示区域内に存在していた宅地および借地権について、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分を対象とした賠償。建物については、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分、避難指示期間中の経年にもなう財物価値の減少分、管理不能にもなう財物価値の減少の原状回復費用を対象とした賠償。

⑦家財(一般家財、高額家財、仏壇) 避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費用を対象とした賠償。

⑧田畑賠償

避難指示区域内に所有する田畑の避難指示期間中に生じた市場価値の減少分を対象とした賠償。

⑨避難生活等による精神的損害(要介護者等への増額)

日常生活を送るにあたり介護などが必要とされる要介護状態などの事情がある避難者で、避難生活等において負担が大きいと認められる方に対する、避難生活等による精神的損害の増額の賠償。

⑩移住を余儀なくされたことによる精神的損害

生活の本拠が帰還困難区域の方で、長年住み慣れた住居および地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等の賠償。

⑪住居確保損害

移住等に伴って新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値を超えて負担した必要かつ合理的な費用が賠償上限額の範囲内で賠償。

・従前持ち家に居住の方

移住される際の住宅や宅地の購入費用、帰還される際の建替え・修繕費用の賠償。

・従前借家に居住の方

移住・帰還される先で新たな住居を確保するための費用として礼金等の一時金相当額や従前の借家との家賃差額相当額を定額で賠償。

⑫墓石等の修理

避難指示区域内に存在する墓石等について、避難指示にもなう管理不能による損害に対する原状回復費用の一部を賠償。

⑬宅地・田畑以外の土地および立木 避難指示区域内に存在する宅地・田畑以外の土地および立木の避難指示期間中に生じた市場価値の減少分の賠償。

(2)今後予定されている賠償
(平成27年3月現在)

①墓石等移転賠償

②家財賠償の超過分賠償(一般家財、高額家財)

③避難指示解除後の「相当期間」

平成25年12月26日、中間指針第4次追補が発表された。賠償の枠組みが大きく変わり、8月までにすべ

ての市町村で完了した避難指示区域の見直しは反映され、区域の違いによりそれまでに認識していた賠償内容に相当の差がつくことになった。それを知った瞬間、賠償担当の職員は「これは恐ろしいことになるぞ」とめまいを覚えた。案の定、電話が鳴りっぱなしとなった。「区域見直しをしても賠償はみんな同じになると言っていたはずだ!」…原子力損害賠償紛争審査会・東京電力の方針であること、不服についてはADR(原子力損害賠償紛争解決センター)への申し立てを利用できることなどを案内するしかなかった。

損害賠償対象の範囲の具体化は、対象外とされるものを明確にもする。そこに浮かび上がってきたのは、全てを流失した津波被災地区町民の生活再建の厳しさだった。被災者生活再建支援法と原子力損害賠償と、その内容の違いや適用範囲とのかねあいで、複合災害ならではの割り切れなさが渦巻く――。

筆舌に尽くしがたい……原子力災害による全町避難ということ自体がすでにそうだったのだが、この原子力損害賠償をめぐる、あらためてそんな思いに襲われる。その被害の

| 3.11からの主な動き | |
|-------------|---|
| 2013(平成25)年 | |
| 7月~9月 | 町内墓地の除染実施 |
| 21日 | 富岡町長選挙・富岡町議会議員補欠選挙・参議員議員通常選挙 |
| 31日 | JR東日本へ鉄道活性化対策協議会要望活動 |
| 8月 | 富岡高校 男子バドミントン部 インターハイ団体初優勝 女子バドミントン部 団体準優勝 富岡一中バドミントン部 全国中学校体育大会男女団体3連覇 |
| 1日 | 双葉郡町長・議会議長による合同要望活動 |
| 6日 | 宮本皓一新町長初登庁 |
| 7日 | 富岡町小・中・高校生再会の集い開催(郡山市) |
| 8日~ | お盆期間の町内一時帰宅 |
| 23日 | 町と国(政府関係機関)との定期会合 |
| 8~9月 | 富岡町住民意向調査(復興庁・県・町)、富岡町子どもアンケート(町)を実施 |
| 9月~ | 国・県義援金第2次配分追加配分 |
| 5・12日 | 震災後初となる富岡町敬老会開催 |
| 10月15日 | 第3回富岡町まちづくり検討委員会開催 |
| 11月~ | 町内(帰還困難区域を除く)で例外的な事業再開 |
| 5日 | 復興推進課が稽査分室で業務開始 |
| 7日 | 復興庁、経済産業省による富岡町内荒廃家屋現地調査を実施 |
| 17日 | 富岡町消防団、双葉地方消防本部が町内で合同放水訓練を実施 |
| 22・24日 | 町内中学校立入り事業を実施 |

広報とみおか 桜通信[抄]



株式会社 平山自動車工業
代表取締役 平山 美弘さん
[富岡町]

2014年9月号

長年お世話になった故郷で事業再開

当社の工場は、築年数は経過しているものの建物の上部が軽かったため、大地震に遭遇しても壊れることはありませんでした。地震発生当時、工場従業員が作業に当たっていましたが、整備のためにお預かりしていた車両共々、無事でした。しかし、従業員も家族や自宅が心配な様子だったため、翌朝は8時に集合と申し合わせ、終業としました。その時はまだ、お互いの行き先すら分からなくなる日々が始まるとは思いませんでした。

翌朝の避難指示により、私は家族とともに町を離れ、川内村を経ていわき市内の親類宅にお世話になりました。その後、

奈良県にある妻の実家に身を寄せましたが、いわき市内にアパートを借り、子どもたちとともに同市に移りました。

いわき市を拠点として、町が避難した郡山市などに通い、情報収集をしたり、いわき市に残った両親と共にお客様のフォローや事務整理などを行っていました。多くのお客様から避難先での事業再開をとの声をいただきましたが、どうせ再開するなら長年お世話になった故郷にとの思いが強く、町内での事業再開に向けて準備を進めてきました。

避難区域の再編が行われ、会社への出入りが自由になりました。除染などの手続きを経て、居住制限区域で条件付きでの事業再開が可能になりました。早速、体制を整えて今年5月から事業を再開しました。避難が続く中で事業再開ですが、これまでお世話になった故郷への恩返しと1社でも再開している事業所があれば、少しでも復興に近づくのではという希望を持ってしばらく頑張っていきたいと思います。



地域を分断するバリケード



フレコンバッグで埋めつくされた町営野球場

計り知れなさと理不尽を自明・合理のものとしてゆかなければならぬ対策、それにとまらぬ無理から生じる歪みと混乱が、国・東京電力をはじめそこに巻き込まれた町民に至るまでの言動にあらわれていると感じるときだ。対する人と事との組み合わせ次第で、憶測と噂の的となるような事例も出てくる。そうしたあらわれの一つ一つが、原子力災害の途方のなさを描き出している……。

もとより賠償問題には、個々の境遇や事情といったプライバシーが密接にからんでくる。しかし、逆にそうだからこそ、真つ当な賠償が行われ町民一人一人の基本的な権利が、そのいのちと生活が守られるように努め続けるしかないのだと思ひ直す。まだ請求をしていない町民もいるのだから――。

とはいえ、この原子力賠償が具体化し始めてから町民は落ち着きを取りもとどし始めたのも事実だ。「住むところはどこうするんだ」、「家賃は」、「生活費は」、「これから先はどうするんだ」といった、それまで町にぶつけられていた不安が次第に治まっていった。そしてそれぞれに、可能性を見極め、判断し、選択するという、未来への歩みに踏み出し始める。

除染と復興

平成24年1～2月にわたって、除染の手法と効果を確かめるためのモノ



校庭除染が行われた富岡一小(平成25年撮影)



デル除染が、夜の森公園周辺・富岡二中を対象に実施された。除染は国の事業として環境省により行われるが、その実施計画は避難指示区域見直し後の平成25年6月に発表された。この年は、役場や警察署、消防署などの公共施設の除染(先行除染)が進められた。同年末の計画変更もあり、避難一般家屋を主とした本格除染工事への着手は平成26年からとなる。

除染には町民の同意取得が必要で、権利者である町民が業者と一時帰宅をして建物の状況把握や除染の対象、手法などについて確認や説明を受ける。その際に、役場職員が立ち会うことにした。他町村ではやっていないことだったが、「除染も大事だが現状についてしっかり理解してもらうことも大事」との町長の意向からのことだった。それもあってか除染実施の対象とした避難指示解除準備区域および居住制限区域での同意の取得率は96%(平成26年度末時点)に達し、同年夏以降の除染作業も順調に進んでいる(平成28年度末完了目標)。

除染作業が始まると除染担当窓口職員の業務は、実施状況や進捗、成果としての線量低下の確認など、また町民から出た要望などをとりまとめ国につなぐ。トラブルは続いた。立ち木の伐採など、取り扱いははっきりしていないものについては何度も国に要望したが、調整しきれなかった。「連絡なしに入ってやられてしまった」という苦情への対応。これは、除染の同意は得ているのだからと自分たちの工程の都合で進めてしまった業者と、所有者の敷地に入るからには、いつ入るかの連絡をするべきと考える町民とのすれちがいがあった。全町避難という状況のもとでの除染ならではのトラブルともいえた。除染工事を受注している3つのJV(共同企業体)に、工事実施で現場に入る際にはその日時・工事期間などを所有者に必ず事前に連絡し、作業概要についてもあら

ためて説明して了解をもらうよう再三、申し入れている。

■本格除染の作業状況 (4,300人規模で実施中)

平成25年度富岡町除染等工事(その1)
鹿島・三井住友・日立製作所・鉄建・飛鳥JV
平成26年1月8日～

平成26年度富岡町除染等工事(その2)
清水・竹中土木・東京パワーテクノロジー JV
平成26年7月25日～

平成26年度富岡町除染等工事(その3)
大林・東亜・森本・大和小田急・東武JV
平成26年8月28日～

町内の本格除染には、町内の中心市街地(本町・中央)からと考えて着手した。平成26年夏以降は、町内対象地域各地で一斉に除染作業が行われているという観を呈した。

同年度末までの進捗状況(3JV平均)は、宅地と農地が各約20%、森林が40%、道路は60%。道路は、復旧工事の人たちに町に入ってもらうために優先したので進捗率が高いが、その後の作業車両の出入りによって再び線量が上がることも考えられる。サーベイモニタリングで線量を測定しながら管理している。またインフラ復旧工事等との一体化など、効率を高めながらの進行を図っている。

町民の意気を鼓舞する事業再開

避難所の生活の中からはやく「自立」していったのは子育て世代の親たちと、自営業など中小企業を営んでいた町民たちではなかったろうか。親たちは子どもを守るための待ったなしの必要と決断から、そして事業者たちは持ち前の起業家魂

を奮い起こして……。

21メートルを越す津波から間一髪で難を逃れ、いったんは東京まで避難したレストランホテルの支配人もその一人だ。彼は、郡山市が富岡町民の避難拠点となったのを確かめると、救援物資を積み込んでビッグパレットふくしま避難所に駆けつけた。そのまましばらく避難所の手伝いやホテル従業員らの安否確認、そして家族がいる東京にもどり、また避難所の支援に戻る。そんな繰り返しの中で、先行きを模索したという。

ホテルの再開はもはや無理。オーナーと話し合い、従業員と子ども全員解雇の身の上となった。しかしその従業員たちは、2年前にそのホテルの建て直しを託されて以来「日夜共にたたかい苦勞を共にしてくれた仲間たち」との強い思いがあった。その成果が出てきたところでの震災・避難だった。あのチーム力があったいない、本当にもったいない、何度もそう思った。なんとかして仲間を呼び戻せないか。呼び戻したい。自分で会社をやろう!

4月初めにそう心を決め、中旬過ぎには弁当・料理の仕出し事業をやることに決めた。場所はいわき市に、水産加工場だった建物を見つけた。料理はホテルのレストラン事業で心得がないわけではなかったが、自分でやるとなると話は別だ。給食センターなどを経営していた岩手県の友人を頼って、住み込みで1カ月ほど勉強させてもらった。

5月に戻って事業計画を立て、6月には会社を発足、9月には開業した。社名はチーム再結集の思いも込めてレストランホテルの名前をそのまま譲り受け、掲げた。自分を育ててくれた富岡の人々のために富岡町の目印を掲げる、そんな思いもあった。

仲間としての元従業員への思いと、ホテルを利用してきていた仲間たちの存在に支えられての、勢いませの開業だったという。だが、

| 3.11 からの主な動き | |
|-----------------|---|
| 2013(平成25)年 | |
| 12月～ | 町内で国によるイノシシ、イノブタの駆除を実施 |
| 1日 | 小泉進次郎復興政務官に、復興に関する要望書を提出 |
| 14日 | 環境省より福島県並びに檜葉町、大熊町、双葉町及び富岡町に対して、中間貯蔵施設の設置及び管理型処分場(フクシマエコテッククリーンセンター)の活用受入れに係る要請 |
| 26日 | 東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)発表 |
| 26日 | 環境省が町の除染実施計画を一部変更(帰還困難区域を除き平成28年度末を完了目標) |
| 31日 | 富岡高校サッカー部が5年ぶりの全国大会出場 |

避難所で目にした配給や給食に並ぶ避難者らの列を見て「ここから自立していかなかったら人間じゃなくなってしまふ」との危機感を覚えた、ともいう。立ち上げられる人間が立ち上がらなかつたら、町は立ち上がれない――。

「間一髪で生き残った」との思いもまた、何か使命感のような促しとなって彼を駆り立てているように見えた。

こうした事業再開は避難先や近隣地区など、いずれも町外を足場にせざるを得なかった。しかし避難指示区域の見直し以降は、除染の進捗とともに条件付きながら町内での事業再開も視野に入ってくる。特に金融機関やガソリンスタンドなどをはじめ、今後の復旧・復興のために不可欠となる事業の再開が期待される。町ではそうした事業再開のための修繕費用等を補助する「富岡町被災事業所等再開支援事業」などにより、復興・再開に向けた取り組みを町民と共に本格化させようとした。

3.11
からの
主な動き2014
平成26年

- 1月7日 町内で町によるイノシシ、イノブタの駆除を開始
- 8日 環境省が本格除染を実施
- 12日 平成26年富岡町成人式を開催
- 19~2月12日 町政懇談会開催(県内外7会場13回)
- 24日 震災後初となる富岡町表彰式を開催
- 29日 国によるフクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画案及び除去土壌等の中間貯蔵施設の建設案を説明
- 31日 福島第一原発が廃炉となる(東京電力届出廃炉日付)
- 2月~ 防災集団移転促進事業勉強会開催
県営復興公営住宅建設着工(郡山市日和田地区等)
- 3日 富岡町議会全員協議会が、環境省よりフクシマエコテッククリーンセンターを活用した管理型処分場の説明を受ける
- 6日 富岡町行政区長会開催
福島県原子力損害対策協議会による原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求活動を実施
- 14日 双葉警察署へ町内防犯対策強化についての要望書を提出
常磐自動車道広野IC ~常磐富岡IC間再開に伴い富岡ICへの記念植樹式典
- 19日 大玉村・富岡町 復興公営住宅整備協定締結
- 20~21日 全国原子力発電所所在町協議会による被災町視察
- 21日 第4回富岡町まちづくり検討委員会開催
廃炉に向けたロードマップ進捗状況説明
- 22日 常磐自動車道広野IC ~常磐富岡IC間再開通及び県道36号(小野富岡線)特別通過交通ルート化
- 3月11日 富岡町東日本大震災慰霊祭開催



整理してみると、双葉郡内のかつての事業所の経営に係る史資料が確認できた。特に、富岡煉瓦工場や羽二重工場などは「町史」でも写真が掲載されているが、地域を支えた一民間の蔵から経営史料が見つかったことは、このPTの一つの成果となった。

歴史・文化等保存PTの目的は、「この地域が自立的に続けてきた生産活動への具体的な考察を行い、その成果をまとめて町民をはじめ内外に発信する。また、史資料調査や史資料救出及び史資料整理・保存など地域の歴史や文化財保護に必要な事務を行い、地域の歴史・文化の保存を図る」ことだ。それはそのまま、人が住んでいない①地域性の保存、②町民がさらされている精神的苦痛からの脱却の一助、あるいは③町民どうしの「つながり」の維持の材料とすることに直結している。PTメンバーはこれらの認識を共有し、活動が続いている。

現場で救出作業を行い、整理作業は郡山市内の役場事務所などで実施している。その際の手順としては、町内で救出した史資料を、まず町内の文化交流センター「学びの森」の収蔵庫に仮保管し、放射線量を測定。線量に問題がなければ郡山市の役場事務所のキャビネットに移送し、史資料整理を実施している。

平成26年内、PTとしての史資料保全は4回行った。2番目の民家ではPTメンバー2人とご当主の奥様の3人、規模が大きい民家は5~6人、6~7人で入るなど、規模と状

の必要性に共感した職員15人から成る「富岡町歴史・文化等保存プロジェクトチーム(PT)」が発足した。各職員は通常の業務を持ったままであるため、PTの招集は必要に応じて調整、参加可能な職員のみで進めることとした。福島県被災文化財等救援委員会から箱や封筒を提供してもらってのスタート。兼務のPTのため定期的に作業時間を設けるのはなかなか難しい中、作業を進めている。

「歴史資料救出」始動 ——情報収集から救出へ

活動を始めて最初の課題は、史資料所在情報の収集。そのためには、町が史資料の所在情報を収集していることを広報し、町民に協力してもらうことが第一に必要だった。福島史料ネットの協力を仰いだ。

PTが最初に行った作業は、30年前の「町史編さん事業」の際に使用した資料の所在調査。所蔵しているはずの世帯に封書でアンケートを送り、回答や問合わせをいただいた際には、将来的な活用を含め管理方法や意義を説明して町への寄贈・寄託の協力をお願いした。

最初の救出活動となったのは、町内でも老舗の呉服商店(過去には醸造も)の蔵での作業だった。ここは「町史編さん事業」の際に近世資料をいくつか掲載しているのだが、蔵の中にはさらに明治~昭和期を中心として史資料がたくさん見つかった。

民家史料救出(平成26年7月24日)



明治~昭和期の経済系史料がほとんど
→後の目録作成作業で双葉地域の軽工業関連経営史料を確認
味噌・醤油醸造史料が見つかり、近代以降も醸造経営を確認

【救出史料の保管経路】
救出→学びの森(文化交流センター、町内)→富岡町役場桑野分室(郡山市)

民家史料救出(平成26年7月24日)



4 心の復興のために — 富岡町の歴史・文化等保存の活動 —

国・県・東京電力の動き

平成23年3月31日、文化庁は「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)」の実施を発表、被災地の文化財を緊急保全するとともに、貴重な文化財の廃棄・散逸の防止を図る。

しかし、原子力災害により広い範囲が立入り制限区域となり、その区域からの避難者対策等で手一杯となった福島県での取り組みは遅れ、浜通りの文化財の多くは長く置き去りにされたままとなる。そんな中、いち早く県内の文化財レスキュー活動を担っていたのは、平成22年に発足し福島大学に事務局が置かれたボランティア組織「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」だった。

平成24年5月、ようやく福島県被災文化財等救援本部が設置され、同年9月からレスキュー活動が本格化する。

富岡町の動き

富岡町の文化財救出・保全は、文化庁の救援事業の一環である「被災ミュージアム再興事業」を支えとして、学びの森のホールに展示されていた絵画や陶器作品等公有文化財を中心に実施された(平成25年5月~6月)。搬出に際しては、区域内に入ってくれる輸送会社がないため、町の給食搬送用のトラックを学芸員自身が運転するなど、ほぼ独力で活動だった。

平成26年6月、町職員有志によるプロジェクトチームが発足、町内に残された文化財の救出・保全活動が本格化する。

公有文化財救出から民有地域 資料保全へ

富岡町保有あるいは町寄託の文化財は震災後、福島県・富岡町が行っている「被災ミュージアム再興事業」により平成25年末までにその全ての救出が行われ、現在は旧相馬女子高等学校や福島県文化財センター白河館「まほろん」に整備された仮収蔵庫で保管されている。

一方、民間で所蔵・保管している古文書、古記録、写真、民具など(いわゆる文化財)をどう扱うかという問題が残された。平成25年3月の区域再編で居住制限区域・避難指示解除準備区域は昼間の自由立ち入りができるようになり、それによって地域の営みを物語る資料は家の片付けなどで真っ先に捨てられてしまうのではないかと懸念が残った。震災で傷んだ家屋を修繕せずに、長期間人が住まなければ家屋にも相当の痛みが生じ、特に放射性物質を含んだ雨の雨漏りにより家屋内の放射

線量が飛躍的に上昇し、併せてものすごい量のカビを発生させる。そんな懸念を解消すべく立ち上げられたのが、歴史文化等保存プロジェクトチーム(PT)だ。中心となったのは地域の文化財を取扱い、後世へ引き継ごうという意志を持った職員有志である。

一部の町民は、賠償金や医療費などの無料措置で避難先住民との関係に問題が生じることがあり、双葉郡内や富岡町から避難してきたことを隠すなど「双葉郡で生きてきた」というアイデンティティを否定しないと避難生活が継続できない状態だった。それは、ふるさとの歴史と文化を否定せざるを得ないことに繋がり、原発事故災害により人々が負った深い心の傷の表れだった。そんな精神状態などを少しでも解消したいという強い思いを抱いた。

こうして平成26年6月、町内に残された文化財保全と避難した町民が襲われている心の危機への対策



役場・学びの森上空から町内

況に応じて活動している。

大塚家では、町史編さんでお借りした、安政5年の通行手形などを町に寄贈いただいた。

地域本来のアイデンティティ ——ふるさとの誇りを復興する

富岡町を含む双葉郡の避難指示区域が抱えている文化・地域性の保存に関する問題は共通している。

「地域性の保存」という意味では、○ 地域に3年以上人が住まないことでの文化の喪失、○ 地域の集まりがないため、「町民が」地域性を確認する機会がない、○ 家屋の解体や、自宅の片付けが進めば地域を物語る史資料が滅失、などが懸念される。

「町民のアイデンティティ担保」という面では、○ 避難行為や避難先住民との様々な問題により自身が育った地域を肯定的に語れない、○ 富岡町民であること、双葉郡民であることを隠して生活せざるを得ない、

○ 町民自身が富岡町は近世を通じて一つの大家家、藩の支配を受けている訳ではなく、交流地域の性格が強いため「文化がない、歴史がない、誇る材料がない」と思っていること、などにより深い問題・状況がある。

さらに、町民が全国各地に避難していることにより壊れかけている町民間コミュニティを守るため、○ 「富岡町」「双葉郡」とつながっていると感じられる素材提供を目指すこと。さらに、○ 避難先で郡内の他町村民と一緒に、富岡町民が共同で入居する復興公営住宅(災害公営住宅)で暮らす際に、双葉地域で生きてきたことを肯定的にとらえて「つながる」——そんな「つながり維持」の材料を提供したいというのがこの活動の願いだ。そして、非常に辛い話だが、ふるさとを離れる決断をした町民の方が、ふるさとと肯定的につながれる材料、あるいは町史、そういったものの作成に資することが、このPTの使命と考えている。

平成26年8月の富岡町の住民意

向調査では、町への帰還を望むのは11.9%。残りの90%弱が「迷っている、わからない」「帰還しない」だった。つまり、数年後の帰還宣言後、どれだけの住民が帰還するか分からず、地域がどのように再生できるか、まったく予想が立てられない現状があり、このままでは富岡町や双葉郡の成り立ちが分からなくなる恐れさえ出てくる。特に、「富岡町史」は30年前を最後に、以降は編纂されていない。そして、東日本大震災・原発事故が起きた。これによって双葉郡は「原発事故の被災地」というキーワードで世界的に発信されることになってしまった現実。今後、富岡町や双葉郡地域は、その大きな負の遺産のもとに語られることになってしまうのではないか。双葉郡地域を語る起点が「2011年の原発事故」に一元化されていってしまうのではないか……。

PTの活動は、こうした悲観を切り開き、地域の豊かな歴史・文化を守り、保存し、その再発見を通じて誇りを守り、必要ならば取り戻そうというものだ。

福島県と双葉郡は昭和の時代に、確

かに原発を誘致したが、有史以来、先人たちが英知を結集して地域経営に腐心したことは間違いない。代々引き継がれてきたその営みによる地域の成り立ちを誇るべきであって、地域経営の努力の中に原発誘致があり、事故が起こったことを受け止め、きちんと「評価」することが、歴史・文化をいまここにつなぎ、未

来へと引き継いでいくことなのではないだろうか。そのためにも、今守ることができる地域の様々な資料は守りたい。

しかし、町民の方から資料情報をいただくことはなかなか困難だという現実もある。「歴史資料」という言葉になじみがないからだ。そこでPTは、「歴史資料」という言い方のほ

かに地域のことを記している全ての資料という意味で「地域的価値のある資料」の情報を求める、という言い方で理解と協力をお願いしている。

町民の皆さんには「救出資料の幅は広い」ということをぜひ理解していただき、今後とも情報提供と保存のためのご協力をお願いしたい。



麓山の火祭り



地域資料の持つ力

| 地域性の保存 | 町民のアイデンティティの担保 | つながり維持の材料に |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に3年以上人が住まないことでの文化喪失 ○ 地域の集まりがないため、「町民が」地域性を確認する機会を喪失 ○ 家屋の解体、自宅の片付けが進めば地域を物語る資料が滅失 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行為、避難先での軋轢などで自身が育った地域を肯定的に語れない ○ 富岡町民であること、双葉郡民であることを隠して生活せざるを得ない ○ 富岡町＝交流地域＝文化がない、歴史がない、誇る材料がないと誤解 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「富岡町」「双葉郡」とつながっていると感じられる素材提供を目指す ○ 避難先で郡内他町村民と復興公営住宅に暮らす際の「つながり」の材料に ○ 将来、「帰還しない」町民がふるさとと肯定的につながれる材料提供のために |

- ☆ 避難先、移住先でもふるさとを懐かしむことを可能にする
- ☆ 自らのアイデンティティを肯定する材料となる
- ☆ 双葉地域の「成り立ち」を学ぶ ⇒ 地域史的視点
 - ① 双葉地域の歩みを検討、記録 → 空白の30年間をまず埋める
 - ② なぜ原発が誘致されたのか → 背景と地域的特質を考える
 - ③ 原発は地域に何をもたらしたのか → 否定でなく「評価」
 - ④ 震災後から復興までの歩みを記録 → 「教訓」を後世に伝える

『新編 富岡町史』編さんを目指す ⇒ 資料集め・保存が急務

➡ 軌道に乗れば、有志町民の協力を募り、民力での地域性保存を目指す



地震発生時のままで止まった時計(富岡高校)



教科書などが散らばる廊下(富岡高校)



生徒の上履きが散乱する富岡高校の昇降口。震災当時の混乱ぶりがうかがえる



県立富岡高等学校 生徒たちが大きな夢を追いかけた

5 子どもたちからのビクトリー！

国・県・東京電力の動き

平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(子ども・被災者支援法)」が成立し、6月27日から施行される。避難指示区域にとどまらない原子力災害の被災者の中でも特に子どもに配慮した支援施策の基本項目を定め、不安解消と安定した生活の実現のための支援を進めるものだった。しかしその施策を定める基本方針案は1年以上後の平成25年8月30日に示されるなど、政府の消極姿勢が問題となる。その最中の8月28日、第一原発の汚染水漏れが「レベル3(重大な異常事象)」に引き上げられ、原発事故はまだ進行中であることを思い知らせる。政府はその対策に国費470億円を投入する方針を決定する(9月3日)。

富岡町の動き

町立富岡第一中学校・県立富岡高校一貫指導の「双葉地区教育構想ビクトリープログラム(バドミントン)」には、全国から平成24年度10名、同25年度5名、26年度7名の入学者があり、強豪校の伝統を受け継いでいる。

避難によって全国各地にまで離れてしまった富岡町の子どもたちのために、町は平成23年12月23日に「富岡町立小中学生再会のつどい」を開催。その後も、夏休み・冬休みを利用した「中学生再会の集い」「小学生再会の集い」「小・中・高生再会のつどい」などを継続している。

平成23年3月11日、あの地震が起きた時間、富岡高校の体育館では、富岡一中バドミントン部員たちが練習前のストレッチなどを行っていた。揺れが激しくなり、天井のライトが次々に落ちてきたが全員校庭に逃れ、ケガもなく無事だった…。

県立富岡高等学校は平成18年、双葉地区教育構想の基本方針のもとこれまでの普通科から単位制の「国

際・スポーツ科」に改編。これにより、サッカー、バドミントン、ゴルフのスペシャリストを目指す「国際スポーツコース」、国際社会の中で活躍する人材育成を目指す「国際コミュニケーションコース」、介護や福祉の担い手となる人材や地域社会で活躍する人材を育成する「福祉健康コース」からなる中学校・高校連携の学校が誕生し、富岡町の教育・文化のシンボルとなった。また、県内外から入学する生徒たちが生活する「桜風寮」も整備された。

きっかけは、サッカーのナショナルトレーニングセンター「Jヴィレッジ」(広野町・楡葉町)の誕生以来縁を深めていた、日本サッカー協会から福島県に提案された人材育成プログラムで、スポーツのレベルアップと世界に通用する人づくりが目標に掲げられた。

だが端的には、特に国際スポーツコースに入学した生徒は、強い選手なのだから勝って当然という選ばれたアスリートの荷を負うことになる。

好きなスポーツに打ち込める最高の環境であると同時に、最も厳しい学校だともいえる。

国際スポーツコースのひとつ、バドミントンは、中高連携で6年間の一貫指導を行うビクトリープログラムのもと、連携高である富岡第一中学校バドミントン部でも全国の小学6年生から入部希望者を募った。双葉地区教育構想の趣旨に応じて富岡一中に入学したバドミントン部員の活躍で、富岡一中もまた全国屈指の強豪校となる。その強さは、富岡高校と環境と練習を共にすることで磨かれ、鍛えられる中で培われていた。

しかし、東日本大震災、そして福島第一原子力発電所事故が、その環境をすっかり奪い去ってしまう……。

地震の夜、避難所の一つとなった富岡高校の教職員は生徒らの無事を確かめたあと、避難町民の受け入れと避難所の運営で一夜を明かした。そして家に帰ろうと思って迎えた翌朝、今度は原発事故からの避難対応に追われた。

富岡一中のバドミントン部員や、富岡高校国際スポーツコースの生徒ら、共同生活を送っていた約100名

の寮生を、富岡高校川内分校まで避難させた。しかし、その日1号機が爆発。夜になって避難指示が半径20kmに拡大されるなど、事態は深刻化していたことから、その夜のうちに郡山市の郡山北工業高校への再避難を決行する。生徒たちの安全を第一に考え、町の動きとは分けて下した判断だった。

生徒の出身地は北海道から沖縄まであったが、その後一週間ほどのうちに順次連絡がつき、迎えに来てくれた保護者の車に同方面の生徒を乗せてもらうなどして、それぞれの親元に帰すことができた。

震災から2ヵ月後、富岡高校はコース別に県内4ヵ所と県外1ヵ所のサテライト校に分かれて再開することになった。国際スポーツコースのバドミントン部は猪苗代高校サテライト(猪苗代町)へ(富岡一中は猪苗代中学校が活動拠点となった)、男女サッカー部とゴルフ部は福島北高校サテライト(福島市)へ、そしてサッカーのJFAアカデミー福島に在籍する生徒は静岡県立三島長陵高校サテライトへと分散。さらに、国際コミュニケーションコースと福祉健康コースは、磐城桜ヶ丘高校サテライト(いわき市)及び光南高校サ



桜風寮



生徒たちの避難により、あの日から置き去りにされたままの自転車(桜風寮)



福島北サテライト開校式(平成23年5月10日)

広報とみおか 桜通信[抄]

井出 二葉さん[郡山市]
2015年1月号

新しい場所で 新しい挑戦を

高校3年生になり、進路について話す機会が多くなりました。私のようにスポーツを主に行うために高校に進学した生徒は、大学や実業団等社会人チームへの所属を前提とした就職など、これまでの競技を継続する前提で話が進められるのが普通です。

私の親や学校の先生も、私がおそらく進路を選ぶと考えていたと思いますが、私は美容師を志し、専門学校へ進むことにしました。母が美容師のため、働く母の姿をカッコいいと思っていたのかもしれませんが。選択した進路について、正気なのかと思った友人もいたことでしょう。ソフトテニス、

今後は楽しみとして続けていきたいと思っています。

4月から通学する予定の専門学校は、大阪市内にあります。縁もゆかりもない場所で、初めての分野に挑戦することになりますが、「初めての相手と試合で対戦する」と思えば何とかかなと思っています。

約4年前、原発事故で故郷を追われました。その時は、これでも家にも帰れないし、ソフトテニスもできなくなってしまうのではないかと、心に穴があいてしまったような気持ちになりましたが、当初避難した新潟県内、そのあと移った郡山市でもソフトテニスを続けることができました。

高校に通ったこの3年間、母は郡山市内で店を再開したため、学校や遠征試合への送り迎えなど、私の世話の多くは、近所で同じように避難生活が続いている叔母により支えられてきました。

この春、私は母と共に新しい土地で新しい挑戦を始めます。将来、一人前の美容師になれた時には、まず初めに、お世話になった叔母の髪を切ってあげたいと思います。



磐城桜が丘サテライト開校式(平成23年5月10日)



光南サテライト開校式(平成23年5月10日)



猪苗代サテライト開校式(平成23年5月10日)



福島県高校サッカー選手権の優勝報告に富岡町役場郡山事務所を訪れた、富岡高校男子サッカー部(平成25年11月27日)



平成25年度の全日本中学校体育大会で男女団体3連覇を達成した富岡一中(猪苗代中)バドミントン部

テライト(矢吹町)の2校で活動を再開した(その後、双葉高等学校、双葉翔陽高校と共に、いわき明星大学サテライトに集約された)。

しかし、どれくらいの生徒が戻ってきてくれるのか……。担当教職員は説明会や電話で、何度も保護者や生徒と原子力災害への不安や恐怖について、話し合いを重ねた。

5月10日サテライト校開校の日、教職員らは再会を喜び合う生徒らを「よく戻ってきてくれた、ありがとう」との思いをかみしめながら出迎えた。女子を中心に転校した生徒もあつたが、親の反対を自ら説得して戻ってきた生徒も少なくなかった。

その生徒たちは、逆境ともいえるべき不自由な生活と不十分な環境のなかで一刻も止まることなくひたむきに、自ら考え、努力し続けた。そして、震災前に負けないぐらい、エネルギーに、前を向いて活動している生徒たちの姿に、教職員も親も、心を奪われてゆく。

「いったん地元の中学校に通うしかなかったけど、ほんとはいやだった。富岡の先生がたが再開に向けて取り組まれているのがわかっていたので、再開したら富岡に戻ると親に伝え、信じて待っていました」と、福岡県出身で平成27年3月に富岡高校を卒業したバドミントン部員。

また、親と一緒に避難した地元富岡町出身の部員は、震災当時、避難所を転々と3ヵ所目の三春の避難所でようやく入れてもらうことができたという。「そこで約2ヵ月生活

しましたが、友だちもできて結構楽しかった。バドミントンがしたかったけど、何も持って出なかったのを体を動かすぐらいしか出来ませんでした」。

当時中学3年生だった2人は、猪苗代町のサテライト校の寮に入り、再会できたほかの仲間たちとともに中学生最後の年を猪苗代中学校特設バドミントン部員として活動する。

平成23年夏、全国中学校体育大会バドミントン競技で猪苗代中学校(富岡一中)は、男女ともに団体・個人で優勝する。しかも全6種目中5種目を制覇するという、史上初の快挙だった。

このニュースは避難生活に疲れ始めていた町民の心を踊らせた。

さらに、同年の国体では富岡高校バドミントン部で構成された福島県チームが初優勝、また、男子サッカー部がインターハイ福島県予選で準優勝するなど、富岡高校の生徒たちが避難生活のさなかに奮い起こした「富岡魂」は、その後もとどまるところなく発揮され続けた。

猪苗代中学校特設バドミントン部は翌年の全国中学校体育大会でも男女団体優勝、富岡高校バドミントン部は平成24年度のインターハイで女子団体優勝、同25年は男子団体優勝、そして同26年には史上初の男女団体アベック優勝という金字塔を打ち立てた。また、富岡高校男子サッカー部は平成25年に2度目の全国高校サッカー選手権出場を果たし、翌年には女子サッカー部が4年ぶり5回目となる全国高等学校女子サッカー選手権出場の切符を手にする。

さらに、剣道やソフトテニスなど、富岡町の伝統を受け継ぐスポーツ少年団の団員やスポ少OBたちが多くの大会で活躍。全国で避難生活を送る町民に勇気と感動を届けた。

「われわれ大人が前向きにさせられたと思います。サッカーというのは本当にひたむきにプレーしてって、少ないチャンスをものにするん



「富高はひとつ」(新国教頭書)

です。特に富岡高校はスター選手がいてバンバン攻めるといふクラブチーム的な攻め方ではなく、守って守って守り抜いて、最後にチャンスをもにするとというスタイルです。そのひたむきさを見せつけられた時には、一人の人間として感じるものがありますよね。

練習場所もなくして駐車場の隅のアスファルトの上でボールを蹴ったり、



史上初のインターハイ男女アベック優勝を果たした富岡高校バドミントン部

狭いトレーニングルームで肩を寄せ合って一所懸命にトレーニングするなど、生徒たちが本当に大変な中で練習をしているのを見てきているので、それが一気に躍動し、花開いて、試合を勝ち進んでいく姿はやっぱり誇りですよ!」

震災後、地元富岡町から富岡高校男子サッカー部に入学した生徒の父親は、ひたすら富岡高校でのプレーを目指し続けたわが子とその仲間たちの姿を振り返り、彼らとその監督、教師、学校の素晴らしさを万感の想いを込めて讃える。

そしてこう続けた。「実は私も妻も富岡の生まれではないんです。私自身は叔父の会社に誘われて21歳の時に富岡に来ました。だから、変な言い方ですけど、震災当時は富岡

町という土地へのこだわりはなく割り切った考えでした。危険から子どもたちを守らなくちゃいけないという、それだけの思いで……。でも、子どもたちは富岡で生まれ育ったので、富岡や



5年ぶり2回目の全国高校サッカー選手権出場を果たした富岡高校サッカー部



4年ぶり5回目の全国高等学校女子サッカー選手権大会に出場した富岡高校女子サッカー部

福島に対する思いがすごく強い。たいしたものだなと思うし、また自分としてはとてもありがたいです」。

富岡で結んだ縁、富岡への思いもまた、その子どもたちの思いによって呼び起こされたのだと…。「子どもたちは純粋だから、自分らの思いだけで素直に行動していくんですね。その純粋さにこっちが引っ張られる。ちゃんと向き合っていかなければならないと思う。こちらが教えられることの方が多

広報とみおか 桜通信[抄]



遠藤こころさん[静岡県]
2015年2月号

「一球入魂女子」の夢

元の野球チーム「大富士フリッパーズ」への入団を決めました。その後、避難した年の4月には、地元の小学校に転入しました。転入当初、戸惑う日々もありましたが、両親や地域の皆さんの支えもあって友人もでき、馴染んでいくことができました。

一昨年、私は中学生になりましたが、学校にソフトボール部がなかったため、現在は地元のクラブチーム「FSトップファイヤーズ」に所属しています。これまで男子に混じりプレーをしていた私にとって、女子のチームメイトとプレーするのは初めての経験でした。

昨年末、私はソフトボール静岡県選抜チームのメンバーに選ばれました。県選抜チームは県下の強豪選手が集まるため、多くのことを学ぶ場にもなっています。

この春、私は中学校3年生になり、進路の選択を迎えます。もし可能であれば、高校進学後再び野球をやりたいと思っています。

私はテレビドラマ「ルーキーズ」を見て野球に興味を持ち、小学校3年生の時に、富岡町の少年野球チーム「富岡コンパクトジュニア」に入団しました。チームメイトは、私が女子だからといって特に気にする訳でもありませんでしたが、今思うと監督やコーチは少し気がまえていたように感じられます。避難するまでの約2年間、チームの一員として大好きな野球ができたことを、私は今でも誇りに思っています。

私は、原発事故による避難のため、静岡県富士宮市内にある母の実家で両親と共に生活しています。避難後、野球を通して友人を作って欲しいという両親の考えもあり、私は地



日本のエースとして活躍する桃田賢斗選手(現NTT東日本)
写真提供：ヨネックス株式会社



東京オリンピック出場をめざす大堀彩選手(現NTT東日本)

いんですよ。

「震災後、本当に子どもたちには助けてもらった、バドミントンをやってくれてありがたいなと思いました。親としても、大人としても、励みになりました」。富岡町からの避難、そして仲間との再会…と、震災後の富岡一中・富岡高校での活動を通したわが子の成長ぶりを振り返るバドミントン部員の保護者もまた、自らの復興・再生に向かう元気をもらっていた。

「本来はどこよりも恵まれていたはずの環境が失われ、まったく逆の状況になってしまった。でも子どもたちはその逆境をそのまま受け入れ、むしろそれをバネにして感動的な活躍を見せ続けてくれた！」

富岡高校の生徒に添い続けた教師、保護者、そして町民が共有した感動であり、誇りであり、子どもたちへの感謝だった。

生徒たちもまた「好きなことをさせてもらってうれしかった」と、親や周囲の人々、応援してくれる人々への感謝を口々に語った。そして「自分たちにできることは試合で結果を出して、いっしょに喜んでもらうことしかなかった。それによって元気や勇気を発信することができるよう、ひたすら感謝の気持ちだけで打ち込みました」と。

逆境の中だからこそ見出した、これしかないという思い、大切なもの、かけがえのない宝物とのつながり方——それぞれにたどった一つひとつの実感が熱く伝わってきた。

子どもたちとともに、 富岡を未来へ

平成27年4月8日、福島県立ふたば未来学園高等学校が開校する。こ

れに伴い、富岡高校は平成27年度入学の募集を停止、26年度入学の第9期生の卒業をもって休校となる。

富岡高校の選手たちが築き上げてきた数々の栄光、そして「富岡魂」は、ふたば未来学園高校の「トップアスリート系列」へと引き継がれる。

3.11以降の4年間、富岡高校の生徒たちが見せてくれたのは、別れ別れになってしまったがゆえに強めた「富高はひとつ」の結び合う思い、そして「諦めない」ひたむきさで立ち向かい続けた目標の達成だ。その4年間の足跡から私たちに向けて発されているメッセージの意味は、あまりにも大きい。



富岡高校入り口に掲げられた活躍の軌跡